

## 不適合管理委員会報告情報

平成20年11月25日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス放射線モニタ系排ガス減衰タンク出口サンプリング圧力指示計の点検において、計器精度外が認められたため、当該指示計を交換	D	
2	1号機	中央操作室換気空調系空調機（A）加熱コイル出口温度検出器の点検において、当該温度検出器に計器精度外が認められたため、当該検出器を交換	D	
3	1号機	中央操作室換気空調系空調機（A）加熱コイル入口温度検出器の点検において、当該温度検出器に計器精度外が認められたため、当該検出器を交換	D	
4	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニットアキュムレータ（30-35）圧力指示計の指示針に曲がりが見られたため、当該指示計を修理	D	
5	1号機	原子炉停止時冷却系系統出口隔離弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	1号機	中性子計測系中性子源領域モニタ（23）に指示値不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
7	1号機	原子炉再循環系ポンプ用メカニカルシール水安全弁（A・B）にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検	C	2月19日再審議にてグレード変更 D → C
8	1号機	廃棄物処理系廃液収集フィルタ入口弁にグランドリーク（1滴/20秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	2号機	主発電機密封油装置差圧調整弁の後弁出口側フランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気処理装置暖房温度調節弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	3号機	原子炉建屋排水ファンネルの点検において、ファンネル番号文字の消えかけ（7箇所）及びパッキン不良（1箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	タービン建屋排水ファンネルの点検において、詰まり等（12箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
13	3号機	廃棄物処理建屋排水ファンネルの点検において、詰まり等（5箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
14	3号機	旧廃棄物地下貯蔵設備排水ファンネルの点検において、詰まり（2箇所）が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	活性炭ホールドアップ建屋排水ファンネルの点検において、詰まり等（4箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
16	4号機	非常用照明用蓄電池の点検において、蓄電池セル電圧測定値に管理値外れ（16台）及び比重測定値に管理値外れ（1台）が認められたため、当該蓄電池を修理	D	
17	4号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルタンク（B）の循環弁に動作不良（全閉不能）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	4号機	主復水器（B）の真空度低を示す誤警報が発生したため、当該警報回路を点検・修理	D	
19	5号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）入口弁駆動部の制御用空気フィルタにエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	中央操作室天井照明灯内部安定器（1台）より異臭が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	管理区域から非管理区域への撤去品搬出作業において、管理区域内で処分すべき可燃物（アクリル板、汚染無し）を管理区域外に搬出したため、対応検討	D	
22	6号機	防火扉（タービン建屋～複合建屋南側通路）に変形による開閉不良が認められたため、当該扉を点検・修理	C	
23	6号機	残留熱除去系ポンプ（B）駆動電動機用冷却器海水入口配管ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	6号機	プロセス計算機に「計算機重故障」の警報が発生し、一時的に当該計算機が停止したため、対応検討	C	
25	6号機	廃棄物処理系原子炉建屋機器ドレンサンプ（A）出口弁にグランドリーク（1滴／10秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備分配機（B）のダンパ開閉用電磁弁にエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
27	その他	使用済燃料集集体用チャンネルボックスの減容装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで